

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付

1. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取り扱いについて 1
2. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認方法について 3
3. 確認の有効期間について 4
4. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付のためのフロー図 5
5. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する Q&A 6

令和元年 5 月

男鹿市市民福祉部介護サービス課介護班

TEL:0185-24-9119

FAX:0185-32-3955

1. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取り扱いについて

福祉用具貸与では、軽度者（要介護1、要支援1・2）について、その状態像から使用が想定しにくい車いす等の種目は保険給付の対象外です（自動排泄処理装置については要介護2・3も対象外）。

ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については、保険給付の対象として福祉用具貸与が行われます。その妥当性については、要介護認定の認定調査票の直近の結果を活用して客観的に判定することとされています。

認定調査票の結果では、例外給付の対象とならない場合でも①と②の要件を満たし、これらについて市に確認を受け福祉用具貸与の許可を得た場合は例外給付の対象となります。

①下記のⅠ)からⅢ)までのいずれかの状態像に該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている

I 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者」のイ（*）に該当する者 【例】パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
II 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者 【例】がん末期の急速な状態悪化
III 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」のイに該当すると判断できる者 【例】ぜんそく発作等による呼吸不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

*厚生労働大臣が定める者のイについては2ページ表1のとおりです。

②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている

※「車いす及び車いす付属品」の「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」および「移動用リフト」の「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する場合

⇒主治医からの意見を踏まえつつ、福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議などを通じた適切なケアマネジメントによる判断が必要です。

なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行います。

適切なケアマネジメントによる判断が行われているか確認するため、他の項目と同様に必要書類を市に提出してください。

表1

種目	「厚生労働大臣が定める者」のイ	可否の判断基準
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	○日常的に歩行が困難な者	1-7：歩行「3. できない」
	○日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネージャー等が判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	○日常的に起きあがり困難な者	1-4：起き上がり「3. できない」
	○日常的に寝返りが困難な者	1-3：寝返り「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3：寝返り「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	○意思の伝達、介護者への反応、記憶又は理解のいずれかに支障がある者	次の①～④のいずれかに該当 ①3-1：意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 ②3-2 から 3-7 のいずれか「2. できない」 ③3-8 から 4-15 のいずれか「1. ない」以外 ④その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	○移動において全介助を必要としない者	2-2：移動「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	○日常的に立ち上がりが困難な者	1-8：立ち上がり「3. できない」
	○移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	2-1：移乗「3. 一部介助」または「4. 全介助」
	○生活環境において段差の解消が必要と認められる者	サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネージャー等が判断
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	○排便が全介助を必要とする者	2-6：排便「4. 全介助」
	○移乗が全介助を必要とする者	2-1：移乗「4. 全介助」

2. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認方法について

(1) 本人の状態の確認

ケアマネージャーは、本人の状態が『厚生労働大臣が定める者』のイ」（2ページ表1参照）および「福祉用具貸与の例外給付の対象となる状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」（1ページ参照）に該当する可能性があるか確認します。

(2) 医師への照会

ケアマネージャーは、本人の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象となる状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当するかどうか、いずれかの方法で医師に照会します。

- ・「介護保険 軽度者に対する福祉用具貸与の届出書」への医師による記載
- ・主治医意見書
- ※「福祉用具貸与の例外給付の対象となる状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当するかどうか確認できる内容が記載されたものに限る
- ・担当ケアマネージャーが医師の所見を聴取する（軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の医学的所見の聴取記録）
- ・医師の診断書

(3) サービス担当者会議の開催

(2)において「福祉用具貸与の例外給付の対象となる状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当するとの所見が示された場合、ケアマネージャーはサービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが本人に対して特に必要であるかどうかを判断します。

サービス担当者会議の記録等には福祉用具を導入することの目的、必要性及び必要となる福祉用具を明記してください。単に「〇〇が必要」ではなく疾病その他の原因等を踏まえて具体的に記載してください。

※原則、医師の所見聴取後に医師の所見を踏まえて行ってください。

(4) 「介護保険 軽度者に対する福祉用具貸与届出書」（以下「届出書」）の提出

(3)において、福祉用具を貸与することが本人に対して特に必要であると判断した場合、ケアマネージャーは市に「届出書」を提出します。

医師の所見等が確認できる書類、サービス担当者会議の記録等を添付します。医師の所見が届出書に記載されている場合、医師の所見等が確認できる書類の添付は不要です。

(5) 市での確認

市は内容を確認後、「届出書」にその可否を提示し提出者へ通知しますので、事業所で保管してください。

3. 有効期間について

福祉用具貸与の有効期間は「届出書記載の貸与開始日（貸与開始予定日）」から「要介護（要支援）認定有効期間の終了日」までです。

有効期間終了後、継続して貸与を受けるためには原則として有効期間が終了する前日までに、3ページの（1）～（3）の手続きを再度行ったうえで届出書を市に提出してください。

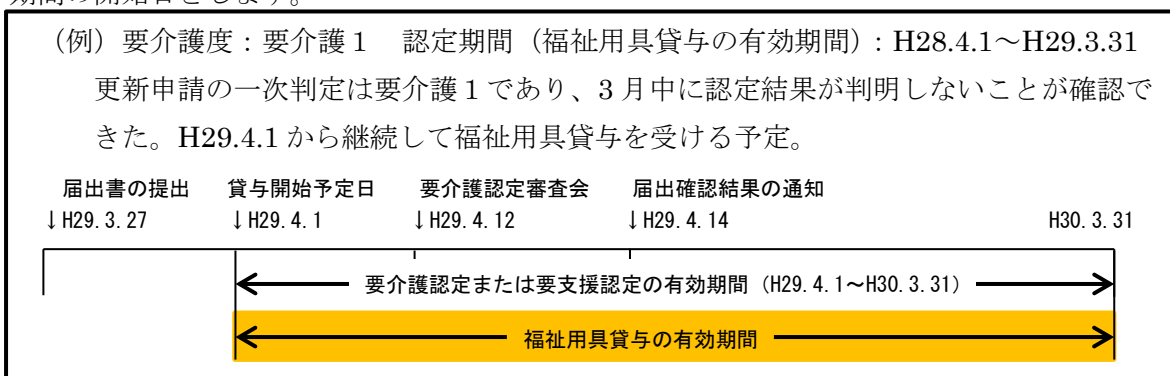
<継続して貸与を受ける軽度者が更新申請中の場合>

要介護（要支援）認定の更新の認定結果が有効期間終了日の前日までに判明しなかった場合は、一次判定の介護度による暫定ケアプランを作成し3ページの（1）～（3）の手続きを進め、届出書を市に提出し福祉用具貸与を継続しても構いません。ただし、その方のケースによっては、暫定ケアプランを作成し3ページの（1）～（3）の手続きを進める順番が前後することも想定されます。適宜ケースに合わせて進めてください。

また、3ページの（1）～（3）の手続きが有効期間終了日の前日までにすべて終了しない場合には、事前に市に相談、連絡を行い、貸与開始日を記載した届出書のみを市に提出し、暫定ケアプランにより貸与を開始します。医師の所見等が確認できる書類、サービス担当者会議の記録等は書類が揃い次第提出してください。

医師の記載を求めるために届出書の原本を病院へ提出している場合は、貸与開始日を記載した届出書の写しのみを市に提出し、届出書の原本、サービス担当者会議の記録等は書類が揃い次第提出してください。

事前に相談、届出書の提出があった場合には届出書に記載された貸与開始日まで遡及して有効期間の開始日とします。



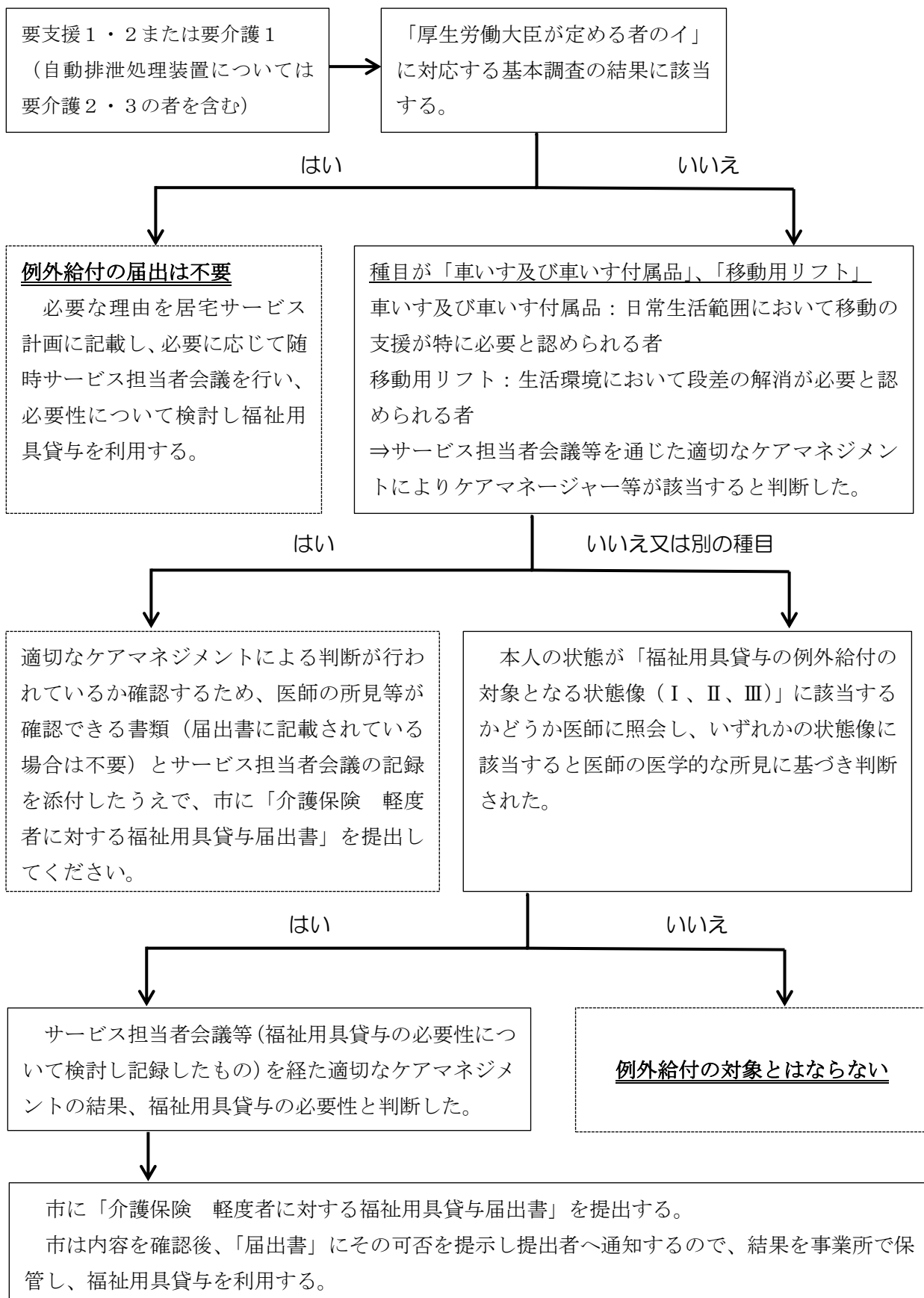
<新規申請中の場合>

新規申請中の場合、認定結果が判明する前に一次判定の介護度による暫定ケアプランを作成し届出書を提出しても構いません。

ただし、認定結果が「非該当」及び「要介護2以上」（自動排泄処理装置については要介護4以上）の場合は届出書の確認後に行った通知は無効となります。「非該当」の場合は給付の対象とはなりませんので自費となることを本人、家族に説明し、了承を得るようにしてください。

※いずれの場合も、可否の通知はすべての書類が提出された後に行いますので、書類を確認した結果、例外給付の対象とはならなかった場合は、全額自己負担となることを本人、家族に説明し了承を得るようにしてください。

4. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付のためのフロー図



5. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する Q&A

Q1 届出書を提出し車椅子やベッドを借りた後、身体の状態の変化等により必要がある場合には、付属品のみを追加して貸与を受けることも可能ですか。

A1 付属品のみを追加して貸与を受けることも可能です。その際には追加で貸与を受ける種目について届出書を提出してください。

Q2 届出書を提出し福祉用具を貸与していたが、本人の心身の状態から貸与の必要性がなくなり返却した場合、届出書に記載されている有効期間内であれば再度貸与を受けることは可能ですか。

A2 貸与の必要性がなくなり返却したのならば、再度貸与の必要性について検討する必要がありますので、必要な書類を添付して届出書を提出してください。

Q3 医師の所見の回答が遅れる場合、先にサービス担当者会議を行っても構いませんか。

A3 医師の所見を踏まえたうえでサービス担当者会議を行うことが原則です。ただし、貸与開始予定日までに医師の所見の回答が得られない場合や緊急の場合等はサービス担当者会議を先に行い、貸与を開始してもかまいません。

その場合、サービス担当者会議で福祉用具貸与は必要であると判断されても、医師の所見が「福祉用具貸与の例外給付の対象となる状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当しない場合には例外給付の対象とは認められません。また、可否の通知はすべての書類が提出された後に行います。

Q4 福祉用具貸与を受けている軽度者が要介護（要支援）認定の更新申請を行いました。有効期間終了までに更新の認定結果が判明しませんでした。一次判定の結果は軽度者に該当しなかったため、一次判定結果により暫定ケアプランを作成し福祉用具貸与を継続していましたが、二次判定の結果軽度者に該当となりました。その場合の取り扱いはどのようにすればよいですか。

A4 認定結果の確認後、必要な書類を添付して届出書を提出してください。介護認定の更新結果が有効期間内に判明しなかったため、届出書に記載された貸与開始年月日（更新後の認定有効期間の開始日）まで遡及して有効期間の開始日とします。

Q5 要介護（要支援）認定の更新申請前は軽度者に該当せず福祉用具貸与を受けていた被保険者が、更新後は軽度者に該当となりました。届出書を提出せずに福祉用具貸与を継続していた場合の取り扱いはどうなりますか。

A5 単に届出書の提出を忘れていたというだけでは遡及して有効期間の開始日を認めることはできません。その場合は、市の確認を受けずに福祉用具貸与を受けていたことになるため全額自費となります。